

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく学業成績等に関する基準及び大阪薬科大学薬学部における選考・適格認定に係る GPA の算出方法

1 法施行規則に定まる選考における「学業成績等に関する基準」

(1) 在学採用（入学後1年を経過していない者）の場合

次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(2) 在学採用（入学後1年以上を経過した者）の場合

次の①から②のいずれかに該当すること（ただし、在学中の学業成績等が支援の廃止に該当する場合には、支援の対象とはならない）

- ① 本学における学業成績について、GPAが上位1/2以上であること。
- ② 次の1)及び2)のいずれにも該当すること（ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により1)に該当しない場合には、2)に該当することで足りる）
 - 1) 修得単位数が標準単位数（卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数）以上であること
 - 2) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※休学により入学1年目の成績判定がなされなかった場合には、(1)により判定する。

2 法施行規則に定まる適格認定における「学業成績に関する基準」

(1) 廃止（次の①から④のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき）

- ① 修業年限の6年で卒業できないことが確定したこと（ただし、大学が認めた休学期間は修業年限に含めない）
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数（卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数）の5割以下であること（在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する）
- ③ 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

※「廃止」の区分に該当する者については、「学業成績が著しく不良（標準単位数の1割以下、出席率が1割以下等）」に該当し、「災害、傷病、その他やむを得ない事由」に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。

(2) 警告（次の①から③のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき）

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数(卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数)の6割以下であること(在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する)
- ② 本学における学業成績について、GPAが下位1/4の範囲に属すること(ただし、斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置に該当する場合を除く)
- ③ 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

3 GPAの算出方法

- (1) 在学採用(入学後1年以上を経過した者)の選考(4月又は10月)にあたっては、選考までに履修した全ての授業科目の成績評定により算出する。
- (2) 適格認定の判定(3月)にあたっては、当該年度に履修した全ての授業科目の成績評定により算出する。
- (3) GPAの算出にあたっては、算出対象学年次の下位年次及び上位年次に該当する授業科目を履修した場合は、その科目の学業成績を含めて行う。
- (4) 「合否で判定し、成績の評点を表示しない授業科目」「学則第24条により本学における履修とみなし単位を与え、成績の評点を表示しない授業科目」はGPAの算出対象外とする。
- (5) GPAを算出するためのGPは、授業科目履修の成績の評定毎に、次のとおりとする。

<2018年度以降の入学生>

S(100~90点):4点、A(89~80点):3点、B(79~70点):2点、
C(69~60点):1点、D(59~30点)・E(29点以下):0点、
試験を欠席した場合:0点

<2017年度以前の入学生>※評語が2018年度以降の入学生と異なる

A(100~90点):4点、A(89~80点):3点、B(79~70点):2点、
C(69~60点):1点、D(59~30点):0点、
試験を欠席した場合:0点

- (6) GPAは次の計算式により算出する(小数点以下第3位を四捨五入)。

$$GPA = \frac{\text{「対象授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数」の合計}}{\text{「対象授業科目の単位数」の合計}}$$
- (7) 薬学科5年次に該当する科目が「病院実務実習」「薬局実務実習」のみであり、また、この授業科目は「合否で判定し、成績の評点を表示しない授業科目」であることを受け、6年次生の支援に係る「適格認定の判定」については、修得単位数や学習意欲により判定する。
- (8) 「在学採用(入学後1年以上を経過した者)の選考」「適格認定の判定」において用いる学年次毎のGPAの分布は、休学・退学等により当該年度のGPAが算出できない者を除き、当該学年次に在籍する全ての学生の学業成績をもって作成するものとする。
- (9) 休学により認定の効力が停止した場合には、当該休学期間の属する年度に判定すべき学業成績等があれば当該学業成績について適格認定を実施し、判定すべき学業成績等がない

場合には当該期間について適格認定を実施しない。

4 その他

この運用に定まっていない事項については、本学関連規程及び「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」に沿って取り扱うものとする。